



最高裁による裁判員制度の自画自賛広告

市民の参加がもたらすもの 裁判員裁判の10年

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会(そばの会)

東京都荒川区南千住1-59-6-302

<http://sobanokai.my.coccan.jp/>

日本で裁判員裁判が始まって10年になります。これまでに抽選で選ばれた9万人以上の人が裁判員を体験しているそうです。あなたの周りに裁判員を務めた方はいいますか？ 感想を聞いたことはありますか？

☆☆☆

導入された当時、「これは現代の徴兵制だ」と憤る意見もありました。一般国民が、裁判(＝司法権力)への協力を強いられ、死刑判決(＝殺人)にも加担させられるのですから、軍隊への動員に等しいというわけです。

一方で、起訴されれば99・9%有罪になってしまう検察優位の日本の裁判に、市民の参加によって風穴を開けられるのでは、と期待した人も少なくありませんでした。

☆☆☆

もともと、刑事裁判に一般市民の視点を反映させるということが裁判員裁判の大きな目的でした。その結果はどうだったでしょうか。

1〜2%とごくわずかですが、無罪判決が出るようになったり、一方では、被害者感情が重視されるようになったせいか、検事の求刑より重い判決が出されるようにもなりました。でも、過去の前例と余りに差がある場合は、高裁で変更されてしまいます。

☆☆☆

現在、裁判員裁判の対象は、死刑や無

期懲役になる可能性があるような重大な事件に限られています。

裁判に市民感覚を反映させようというなら、むしろ、万引きとかセクハラ事件といった、一般市民が身近に見聞することの多い事件に適用したほうが有意義ではないかとも思います。それでは事件数が多すぎてとても対応できないのかもしれない。今でさえ、時間的にも心理的にも負担の大きい裁判員は辞退や欠席する人たちが7〜8割になっています。

☆☆☆

「一件だけを判断する裁判員は、他の裁判との公平性検討などに時間がかかる量刑には関与せず…(略)…有罪か無罪かだけを判断した方がいいのではないか」

これは、裁判員裁判を見守ってきた共同通信の記者からの提案です(5・28東京新聞)。そうなれば、裁判員裁判の対象は、重大事件に限らず、被告が無罪を主張する全ての刑事事件に広げることができそうです。(「身代わり出頭」のような問題が別になります)

☆☆☆

さらに、司法に市民が参加する、という意味では、袴田巖さんや名張毒ぶどう酒事件などの再審請求事件こそ裁判員が参加して行なってはどうか。職業裁判官には、先輩の裁判官が出した判決を覆すことがなかなかできないようです。すから。(J)